

町田市廃棄物減量再資源化等推進整備基金の使用方法の見直しについて

町田市廃棄物減量再資源化等推進整備基金（以下、「基金」という。）は、廃棄物の減量及び再資源化を図ることで、温室効果ガスの削減や資源の有効活用を促進し、循環型社会の形成に寄与するために設置されたものです。2026年度から開始する市全域での容器包装プラスチックの分別収集・資源化及び資源ごみ処理施設の整備を見据え、基金の使用方法を見直しました。

1 見直しの背景

（１）基金対象事業費の増加

市全域での容器包装プラスチックの分別収集・資源化の開始や労務単価の上昇による委託料等の増加によって、基金の使用対象事業費が増加する見込みです。

これまで、基金の対象となる事業に係る費用（バイオガス化施設等の資源化施設整備に係る経費と、容器包装プラスチックやペットボトルの収集・資源化等の経常的な事業に係る経費）は、全て基金を充当してきましたが、今後は、使用限度額を超過し、全てを充当することができない見込みです。

（２）積立額の減少

「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」から「容器包装プラスチック」が分別されることで、指定収集袋の割合は「容器包装プラスチック」が増える見込みです。

指定収集袋に係る廃棄物処理手数料の収入額は減少することとなり、基金への積立額は減少する見込みです。

（３）資源ごみ処理施設の整備等

相原地区・上小山田地区の資源ごみ処理施設の整備に加えて、将来的にリレーセンターみなみなど既存の資源化施設の大規模な改修工事も想定され、施設整備に必要な事業費が増加する見込みです。

2 見直しの目的

（１）施設整備に必要な基金残高の確保

2028年度の相原地区と2037年度の上小山田地区の資源ごみ処理施設の整備に必要な経費や、施設に関わる突発的な事故対応等に係る経費に備え、基金を優先的に確保します。

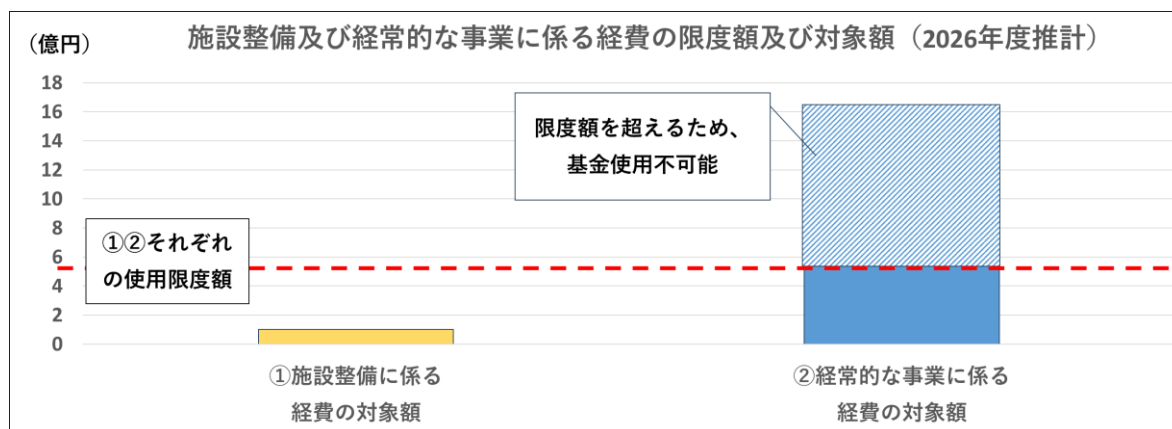
（２）基金使用額の効率的な充当

上記（１）によって、施設整備に必要な基金を確保したうえで、市全域での容器包装プラスチックの分別収集・資源化の開始や、労務単価の上昇等で増加する経常的な事業に係る経費へ効率的に充当します。

3 見直しの内容

(1) 基金使用の限度額の見直し

【変更前】①施設整備に係る経費と②経常的な事業に係る経費のそれぞれについて、前年度末残高の40%を基金使用の限度額としています。

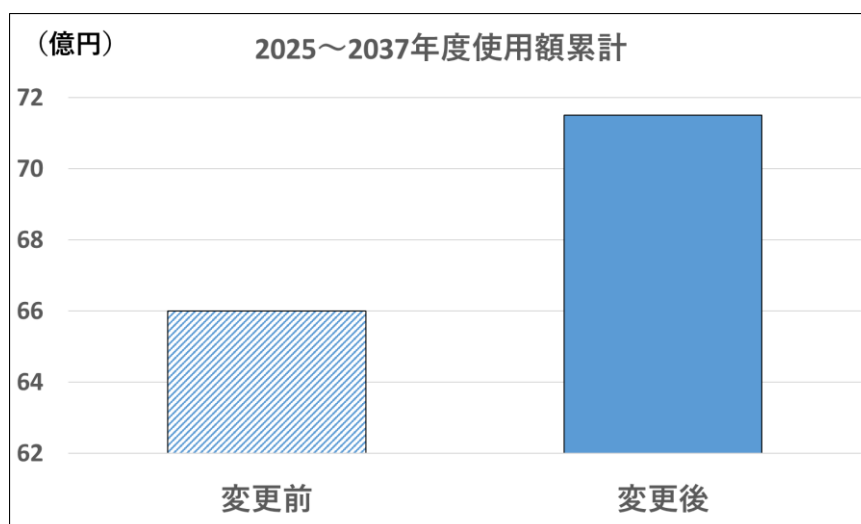


【変更後】年度末残高の割合ではなく、①施設整備に係る経費及び施設に関わる突発的な事故対応等に係る経費は、必要な残高として優先的に保持することとし、そのうえで、それ以外の残高を②経常的な事業に係る経費に充当します。

なお、条例に定めた基金の目的や充当の対象となる事業の考え方の変更は行わず、これまでどおりとします。

(2) 見直しの効果

施設整備に係る経費及び施設に関わる突発的な事故対応等に係る経費を優先的に保持しつつ、2037年度の上小山田地区の資源ごみ処理施設の整備までの基金の使用額累計の増額ができるため、基金を効率的に充当できるようになります。



4 今後の予定

2025年度予算編成から適用いたします。